

「広報よこはま港南区版デザイン編集委託」提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

1 件名

広報よこはま港南区版デザイン編集委託

2 業務の概要について

「広報よこはま港南区版デザイン編集委託」業務説明資料のとおり
概算業務価格（上限）は、約 3,700,000 円（税込）です。なお、提案書提出時には参考
見積書を提出するものとします。

3 参加の条件

参加の条件は、以下の(1)、(2)、(3)の全てを満たすこととします。

- (1) 横浜市契約規則第7条の規定による審査の結果、令和3・4年度の一般競争入札参加有資格者名簿に登録され、かつ、当該契約に対応するとして定めた種目「印刷物企画デザイン」について営業種目第1位として登録が認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、当該種目を申請中であり、提案書の提出期限の前日までに登録が完了する見込みの場合はこの限りではない。
- (2) 市内事業者かつ中小企業であること。
- (3) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までに、横浜市指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

4 参加に係る手続

(1) 参加意向申出書（様式1）の提出

- | | |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 提出期限 | 令和3年11月29日（月）17時まで（必着） |
| イ 提出方法 | 持参、郵送又は電子メール（持参以外は到達確認を行ってください） |
| ウ 提出先 | 横浜市港南区総務部区政推進課広報相談係 担当：河原
〒233-0003 横浜市港南区港南四丁目2番10号
電話 045-847-8322
FAX 045-846-2483
E-mail kn-kouhou@city.yokohama.jp |

(2) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日及び方法

令和3年12月6日（月）発送

提案資格が認められた者には、提案書作成に使用する資料（原稿等）を併せて郵送します。

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

5 質問書（様式2）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出してください。質問内容及び回答は、提案資格が認められた者全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和3年12月14日（火）17時まで（必着）
- (2) 提出方法・提出先 4(1)イ・ウに同じ
- (3) 回答送付日及び方法 令和3年12月20日（月）電子メールによる

6 提案書類の提出

次の(1)を一式提出してください。なお、提案書（様式3）を除き、一切社名の表記をしないでください。

(1) 提出物

ア 提案書

- (ア) 提案書（様式3）
- (イ) 業務実績・実施体制記入票（様式4）
- (ウ) 制作物（タブロイド判、全ページ4色刷りを5枚）※10部提出してください

なお、契約締結後の業務は提案書（様式3）に記載された貴社デザイナー及びイラストレーターと提案内容に準じて行うこととします。あらかじめご了承ください。

イ CD

制作物の内容をPDFファイル化し、CDに保存したものを1枚提出してください。

ウ 見積書

消費税を計算していないもの1通を提出してください。

- (2) 提出期限 令和3年12月27日（月）17時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように郵送してください）

(4) 提出先 4 (1) ウに同じ

(5) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された提案書は、返却しません。

エ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。

オ 提案内容の変更は認められません。

カ 原稿等の配布資料は、提案書類提出時に返却してください。

7 制作物について

(1) 制作枚数 計5枚

(内訳)

5面(表紙・特集1): A3縦サイズに印刷したもの1枚

6面(区役所からのお知らせ(囲み記事)): A3縦サイズに印刷したもの1枚

8・9面(特集2): 見開きでA3横サイズに印刷したもの1枚及び各面をA3縦サイズに印刷したものの計2枚

(2) 仕様

タブロイド版(完成品と同様の形態)、全ページ4色刷り

(3) 内容

内容の基になる資料(原稿等)は、提案資格が認められた者に対して送付します。

ア 5面の指定項目について

(7) 題字(こうなん)

(1) 発行年月・号数、発行ナンバー、発行元

(9) 区役所の所在地・連絡先・開庁時間・ホームページ情報

(2) 区のシンボルマーク

(4) 人口と世帯数

イ 原稿等について

(7) タイトルと本文

指定原稿に基づき、内容にあった構成でレイアウトしてください。

(1) 写真・画像

指定原稿に基づき、お渡しした写真・画像を挿入してください。トリミングや大きさ等は自由です。

(9) イラスト

指定原稿に基づき、オリジナルのイラストを作成し、配置してください。指定のもの以外にも適宜挿入していただいて構いません。

ウ 各ページ上部の「はしら」部分には、「2022(令和4)年/港南区版」「広報よこはま」及びページ数をレイアウトしてください。

エ 色について、指示のない場合は特に指定していませんので、適宜配色していただいて構いません。

オ その他、資料に基づき、紙面内容にあった写真、イラストなどにより紙面構成を行ってください。

8 審議・評価等について

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議・評価等は、次の委員会で行います。

名 称	港南区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	広報よこはま港南区版デザイン編集委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザル方式の実施、受託候補者の特定に関する事	提案書の評価に関する事
委 員	副区長、総務課長、地域振興課長、福祉保健課長、高齢・障害支援課長、保険年金課長	副区長、福祉保健センター担当部長、総務課長、区政推進課長、地域力推進担当課長、地域振興課長、福祉保健課長、高齢・障害支援課長、こども家庭支援課長

9 特定等に関する通知

提案書を提出した者のうち、受託候補者に特定された者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(1) 通知日及び方法 令和4年2月25日（金）までに発送 郵送による

(2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

10 その他

(1) 費用

提案書の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とします。

(2) 無効となる提案書

ア 提案書の提出期限、提出方法、提出先に適合しないもの

イ 本要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

カ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった場合

(3) 提案書の取扱い

ア 提出された提案書は、受託候補者の特定以外に提案者に無断で使用しないものとします。

イ 提出された提案書は、ほかの者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された提案書は、受託候補者決定後、今後の業務の参考に資するため、提案書提出者のうち希望者に対し、所定の期間、提出された全提案書について閲覧に供します。

エ 提出された書類は、受託候補者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

オ 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各区・局・統括本部の業者選定委員会において選定を見合せることがあります。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(5) 受託候補者特定後の注意点

ア 特定された受託候補者とは、後日、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

イ 契約後の業務は、原則として、提案書作成者が「広報よこはま港南区版デザイン編集委託」業務説明資料及び提案内容に準じて行うこととします。ただし、プロポーザルは受託候補者の特定を目的として実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容のとおり実施するものではありません。

ウ ページ構成や各ページのレイアウトは、別紙「広報よこはま港南区版 基本レイアウト」のとおりとし、契約締結後改めて提示する仕様書等に基づいて制作していただきます。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) その他

ア 提案書作成のために本市が提供した資料は、本市の了解なく公表及び使用することはできません。

イ 提案書の提出後、契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合又は令和4年4月1日以降有効の一般競争有資格者名簿に掲載されなかった場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。

なお、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

ウ 本業務は、令和4年度横浜市予算案の議決を停止条件とする案件です。予算の議決がなされないときは、成立しません。